(ロ)　支部の数　三三二　うち政党助成法第十四条第二項に規定する支部の数　三三二
(ハ)　政党が政治団体となった年月日又は政治資金規正法第三条第一項各号に規定する政治組織された年月日　平成二十一年八月八日
(ニ)　政治資金規正法第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出の年月日　平成二十一年九月八日
(ホ)　政党助成法第五条第一項の規定による直近の届出年月日　平成二十三年一月十七日

○総務省告示第八十号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十二日

総務大臣　川端　達夫

異動事項

	旧	新	届出年月日
政党の名称	大地・真民主党	新党大地・真民主	平成二十四年一月十一日
略称	大地	新党大地	
会計監査を行うべき者	氏名　大石　尚子	（会計監査を行うべき者でなくなった。）	平成二十四年一月十三日
所属国会議員	氏名　大石　尚子	（所属国会議員でなくなった。）	
所属国会議員（所属国会議員でなくなった。）	氏名　玉置　一弥 住所　京都府京都市伏見区両替町四―一三〇		平成二十四年一月十八日
選出区分	四		
代表議院議員比例選挙期日	平成十九年七月二十九日		
党通出さ同議員は、に常選れ議所属挙たしに参てお議いい院そ。たて議同員選			
会計監査を行うべき者	氏名　高橋　千秋 住所　三重県津市安濃町七六二		平成二十四年一月二十六日
生年月日	昭和二十一年八月二日		
選任年月日	平成二十四年一月二十四日		

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第２６０３号
東京都港区新橋６丁目５番４号
債務者　株式会社新樹社
代表者代表取締役　菅谷　松子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平出　貴和
4　破産債権の届出期間　平成24年３月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月31日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２６８９号
東京都台東区駒形２丁目６番４号
債務者　学人堂スギムラ商事株式会社
代表者代表取締役　椙村　達也
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　　司
4　破産債権の届出期間　平成24年４月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月８日午後１時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２００４号
東京都大田区西六郷４丁目31番８号
債務者　有限会社仁和交易
代表者取締役　太田　政利
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　千弥
4　破産債権の届出期間　平成24年４月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月24日午後１時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２００６号
千葉県市川市行徳駅前４丁目27番１―701号
債務者　株式会社ウィングス・ファクトリー
代表者代表取締役　佐熊　弘康
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊池麻由子
4　破産債権の届出期間　平成24年４月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月24日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２００９号
東京都豊島区南池袋４丁目19番６号
債務者　株式会社設計開発コンサルタント
代表者代表取締役　田口　　功
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬川　宏貴
4　破産債権の届出期間　平成24年４月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月31日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２１９３号
東京都港区赤坂３丁目11番14―709号、商業登記簿上の本店所在地東京都港区赤坂４丁目２番８号
債務者　株式会社オーイーエー
代表者代表取締役　土屋　恭夫
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八坂　玄功
4　破産債権の届出期間　平成24年４月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月24日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部